

申 請

平成25年6月17日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

茨城県知事
橋本 昌

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づく平成25年5月29日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること。
小美玉市において産出された茶(一番茶以降)
- 解除を申請する理由
別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

小美玉市で産出される一番茶以降の茶

2 現在までの検査結果

	品 目	地点(※)	採取日	測定結果
				放射性セシウム(Bq/kg)
小 美 玉 市	一番茶(飲用茶)	小美玉市①	H24 5/16	18.5
		小美玉市②	H24 5/16	19.3
		小美玉市③	H24 5/16	11.1
	一番茶(飲用茶)	小美玉市①	H25 6/7	0.79
		小美玉市②	H25 6/7	0.94
		小美玉市③	H25 6/7	1.11

(※)

検査地点の選定方法

小美玉市は、茨城県のほぼ中央部に位置し、地表は概ね関東ローム層に覆われ、起伏も少なくほぼ平坦な地形となっており、南部は霞ヶ浦に接している。

小美玉市のお茶は自家用のみの栽培であり、3戸が自家用で生産している。3戸は市内に点在しており、下玉里地区(①)に1戸、与沢地区(②)に1戸、世楽地区(③)に1戸である。今回の検査地点は、それぞれの地区から1地点ずつ選定した。

なお、小美玉市において、平成24年度に上記3地点でモニタリング検査を実施しており、3地点とも基準値超過の結果となった。

3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、小美玉市内において適切にモニタリング検査を実施し、公表していく。

4 解除後の出荷管理

今回の解除申請地区である小美玉市は、自家用のみの生産で販売はしていない。摘み取られた茶葉の加工を、市外の加工場へ委託している。

これまでに、23、24年産茶については収穫はしていないが、管理作業で刈り取った茶葉をすべて処分するとともに、25年産に向けては、栽培管理による放射性セシウムの低減対策として、深刈りや中切り等を実施してきた。

なお、今後将来的に茶が出荷される場合には、加工場および生産者に対し、入荷先及び出荷先の記録を求め、販売先等の捕捉ができるよう指導する。

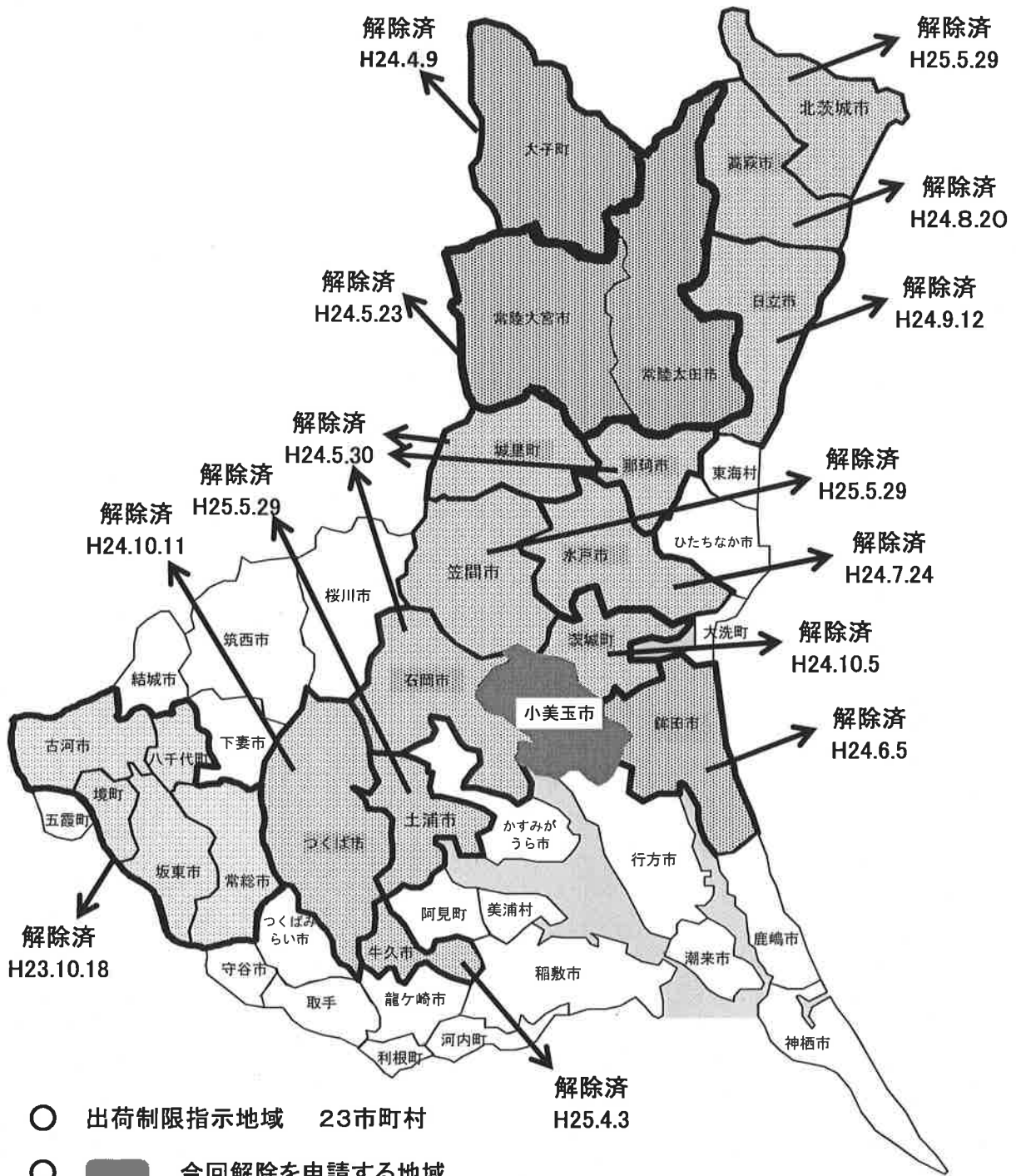
また、小美玉市においては食用に供する茶の生産はないが、今後、食用に供する茶の生産が開始された場合には、改めて検査を実施することとし、食用に供する茶の基準値である100Bq/kgを超過した茶を流通させないよう文書及び巡回による指導を実施する。

また、すでに出荷制限が解除された古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町、大子町、常陸太田市、常陸大宮市、那珂市、城里町、石岡市、鉾田市、水戸市、高萩市、日立市、茨城町、つくば市、牛久市、北茨城市、笠間市、土浦市の21市町及び今回解除申請する小美玉市の計22市町を除く茨城県下22市町村で産出された茶については、引き続き、流通させないように、対象市町村、関係農業団体及び事業者に対し、文書及び巡回による指導を実施する。

さらに、当該22市町から生産された荒茶には、市町名の表示の徹底を図る。

- 5 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応
基準値を超える結果が出た場合には、当該市町の茶について、すみやかに出荷自粛を要請する。

茨城県における茶の出荷制限の解除申請状況

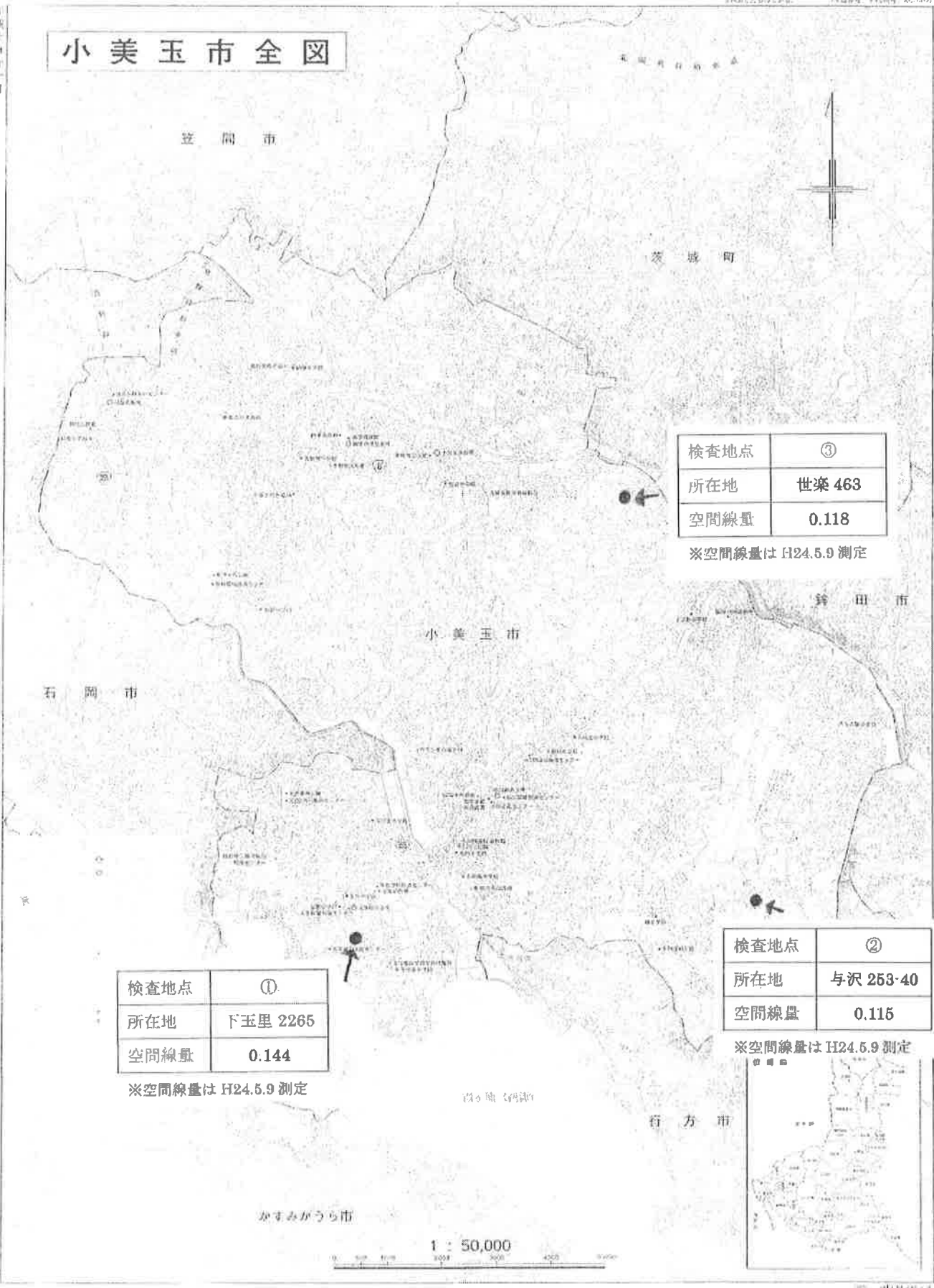


市町村名	栽培面積 (ha)	農家戸数 (戸)
小美玉市	0.03	3
合計	0.03	3

栽培面積 : 小美玉市調査
 農家戸数 : 小美玉市調査

小美玉市全図

平成十五年十月



検査地点	③
所在地	世楽 463
空間線量	0.118

※空間線量は H24.5.9 測定

検査地点	①
所在地	下玉里 2265
空間線量	0.144

※空間線量は H24.5.9 測定

検査地点	②
所在地	与沢 253-40
空間線量	0.115

※空間線量は H24.5.9 測定



小美玉市役所

1 : 50,000

